

茨木市個人情報保護条例

平成18年12月22日

茨木市条例第36号

茨木市個人情報保護条例（昭和62年茨木市条例第24号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱い（第6条—第12条）
- 第3章 事業者等が取り扱う個人情報の保護（第13条—第19条）
- 第4章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等（第20条—第43条）
- 第5章 救済措置（第43条の2—第45条）
- 第6章 個人情報保護審査会及び個人情報保護運営審議会（第46条—第52条）
- 第7章 雑則（第53条—第55条）
- 第8章 罰則（第56条—第62条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）及び利用停止を請求する権利を保障することにより、市政の適正かつ円滑な運営の確保を図りつつ、個人情報を適正に管理し、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関す

る法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (5) 実施機関の職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するすべての職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員をいい、常勤又は非常勤、臨時であるかは問わない。ただし、市議会の議員を除く。
- (6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第36条の2において同じ。）の規定により記録された特定個

人情報をいう。

(10) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(11) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

（職員等の責務）

第4条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、基本的人権を尊重するとともに、市の個人情報の保護に関する施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱い

（個人情報取扱事務の手續）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下において「個人情報取扱事務」という。）を開始するに当たり、個人情報の収集、保有又は利用（以下「収集等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出るとともに、告示しなければならない。ただし、緊急を要するため告示するいとまのない場合は、この限りでない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の処理区分
- (3) 個人情報取扱事務の目的及び概要
- (4) 個人情報の収集先及び収集方法
- (5) 個人情報の記録項目

- (6) 個人情報の対象となる個人の範囲
 - (7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (8) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
 - (9) その他規則（市長の定める規則をいう。以下同じ。）で定める事項
- 2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を茨木市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該届出に係る事項について意見を述べることができる。
- 3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、保有個人情報に係る事務を廃止し、又は変更しようとする場合について準用する。

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、要配慮個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき又は審議会の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であつて、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる場合を除き、前条第1項各号に掲げる事項を明示し、本人から直接収集しなければならない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
 - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難なため、特にやむを得ないと認められるとき。
 - (6) 争訟、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じ

ると認められるとき。

(7) 他の実施機関から第9条第2項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由により本人以外のものから収集することが特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認められるとき。

5 実施機関は、前項第8号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務事業の執行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

6 実施機関は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

7 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(保有個人情報の適正管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理を行うため、個人情報管理者等を定め、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 保有個人情報を常に正確なものに保つこと。

(2) 保有個人情報の改ざん、漏えいを防止すること。

(3) 保有個人情報の記録の紛失、損傷その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を速やかに確実な方法により廃棄し、又は消去その他適切な措置を講じなければならない。ただし、歴史的・文化的価値があるものは、例外として保有することができる。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第9条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第10条において同じ。）を個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該実施機関の内部において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供することができる。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

- (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 当該個人情報公知のものであるとき。
 - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合で、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他当該保有個人情報を利用又は提供することについて合理的な理由があり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと実施機関が認めたとき。
- 3 実施機関は、前項の規定により、保有個人情報を目的外利用し、又は外部提供したときは、規則で定める届書を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(保有特定個人情報の目的外利用の制限)

第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を目的外利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を目的外利用することができる。ただし、当該保有特定個人情報を目的外利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、前項の規定により、保有特定個人情報を目的外利用したときは、規則で定める届書を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(情報提供等記録の目的外利用の制限)

第9条の3 実施機関は、情報提供等記録を目的外利用してはならない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第9条の4 実施機関は、保有特定個人情報を提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当するときは、保有特定個人情報を提供することができる。
- 3 実施機関は、前項の規定により、保有特定個人情報を提供したときは、規則で定める届書を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(外部提供に係る安全確保の措置等)

第10条 実施機関は、第9条第2項の規定により保有個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

2 実施機関は、第9条第2項の規定により保有個人情報を外部提供した場合において、当該保有個人情報が漏えいし、若しくは前項に規定する措置に違反していると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、外部提供を受けたものに対し、調査及び報告を求めることができる。

(電子情報処理組織の接続の制限)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機による情報処理を行う場合において、実施機関が管理する電子情報処理組織と実施機関以外のものが管理する電子情報処理組織とを通信回線により接続してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いた上で、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。

(緊急時の通信回線の切断等の措置)

第12条 実施機関は、前条ただし書の規定により電子情報処理組織が通信回線により接続された場合において、漏えい等によって個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、通信回線の切断その他必要な措置を講じなければならない。

第3章 事業者等が取り扱う個人情報の保護

(事業者の責務)

第13条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じるとともに、市の個人情報の保護に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、要配慮個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱うよう努めなければならない。

(出資法人等の個人情報の保護)

第14条 市が出資する法人その他これに類する法人で市長が定めるもの(以下「出資法人等」

という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の漏えい等の防止に努める等、その保有する個人情報の保護を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等に対し、当該出資法人等が保有する個人情報の保護が適切になされるよう、必要な指導及び助言に努めなければならない。

(事業者に対する指導及び助言等)

第15条 市長は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講じるよう、事業者に対し指導及び助言等必要な措置を講じることができる。

(苦情処理の相談)

第16条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委託の措置)

第17条 実施機関は、保有個人情報に関する事務を外部に委託するときは、保有個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第18条 実施機関から保有個人情報に関する処理業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託した処理業務(以下「受託業務」という。)の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 受託者は、受託業務に係る保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者及びその受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理者の責務等)

第19条 指定管理者は、公の施設の管理業務の範囲内で、個人情報の保護について出資法人等と同様の責務を負うものとする。

2 公の施設の管理業務を行う指定管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第4章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等

(開示請求権)

第20条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者の法定代理人又は成年被後見人の法定代理人若しくは任意後見人（保有特定個人情報にあっては、未成年者の法定代理人、成年被後見人の法定代理人若しくは任意後見人又は本人の委任による代理人。以下これらを「代理人等」という。）は、本人に代わって、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上の者であるときは、保有特定個人情報の開示請求の場合を除き、本人の同意を得なければならない。

（開示請求の手続）

第21条 前条第1項の規定による開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）

は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該請求に係る自己情報の本人であること又は代理人等の場合にあつては、当該代理人等であることを証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報の提供に努めなければならない。

4 実施機関は、保有特定個人情報を除く自己情報について本人が開示請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、代理人による開示請求手続を認めることができる。

（開示の義務）

第22条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第20条第2項の規定により代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 実施機関の要請を受けて、開示しないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく開示することにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(7) 第20条第2項の規定により代理人等による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められるもの

(8) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(9) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報

(部分開示)

第23条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報とそれ以外の自己情報とを容易に区分して除くことができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る自己情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第25条 実施機関（議会にあっては、議長。以下同じ。）は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び自己情報の開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項又は前項の規定により自己情報の一部又は全部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該自己情報が期間の経過により開示できるものである場合においてその期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第21条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る自己情報に市、他の地方公共団体、地方独立行政法人、国、独立行政法人等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、開示請求に係る第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示

決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第22条第2号イ又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第22条第3号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第44条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定した旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施及び方法)

第28条 実施機関は、第26条第1項の規定により、請求に係る保有個人情報を開示することと決定したときは、請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

(簡易な手続による開示)

第29条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第21条第1項の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求をすることができる。

2 前項の規定により開示請求をしようとする者は、第21条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第20条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る自己情報の本人の代理人等であるこ

と)を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、第26条の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、第28条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法によるものとする。

(訂正請求権)

第30条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の記録について、事実に関する事項に誤りがあると思料するときは、その訂正を請求することができる。

- 2 第20条第2項の規定は、前項に規定する訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の手続)

第31条 前条第1項の規定による訂正請求をしようとする者(以下「訂正請求者」という。)

は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の請求書には、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、訂正請求者は、実施機関に対し、自己が当該請求に係る自己情報の本人であること又は代理人等の場合にあつては、当該代理人等であることを証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該訂正請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報の提供に努めなければならない。
- 5 実施機関は、保有特定個人情報を除く自己情報について本人が訂正請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、代理人による訂正請求手続を認めることができる。

(自己情報の訂正義務)

第32条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認める

ときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。ただし、法令等に定めのあるときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第33条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する決定等)

第34条 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び自己情報の訂正の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る自己情報の全部を訂正しないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項又は前項の規定により自己情報の一部又は全部を訂正しないときは、当該訂正請求者に対し、当該各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第31条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第36条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第36条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実

施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止等の請求権)

第37条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条第1項から第4項までの規定に違反して収集されたとき又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条第2項の規定に違反して保有されているとき 当該自己情報の消去
- (3) 第9条第1項及び第2項又は第11条の規定に違反して提供されているとき 当該自己情報の提供の停止

2 第20条第2項の規定は、前項に規定する利用の停止、提供の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)の請求について準用する。

(保有特定個人情報の利用停止等の請求権)

第37条の2 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第9条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。第52条第1項において同じ。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第20条第2項の規定は、前項に規定する利用停止等の請求について準用する。

(利用停止等請求の手續)

第38条 第37条第1項及び前条第1項の規定による利用停止等の請求(以下「利用停止等請

求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、利用停止等の請求をしようとする者(以下「利用停止等請求者」という。)は、実施機関に対し、自己が当該請求に係る自己情報の本人であること又は代理人等の場合にあつては、当該代理人等であることを証明する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該利用停止等請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止等請求者に対し、補正の参考となる情報の提供に努めなければならない。

4 実施機関は、保有特定個人情報を除く自己情報について本人が利用停止等請求をすることが著しく困難であると認める場合において、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、代理人による利用停止等請求手続を認めることができる。

(自己情報の利用停止等義務)

第39条 実施機関は、利用停止等請求があつた場合において、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該自己情報の利用停止等を行しなければならない。ただし、当該自己情報の利用停止等を行うことにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止等請求に係る自己情報の存否に関する情報)

第40条 利用停止等請求に対し、当該利用停止等請求に係る自己情報の利用停止等をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止等請求を拒否することができる。

(利用停止等請求に対する決定等)

第41条 実施機関は、利用停止等請求に係る自己情報の全部又は一部を利用停止等をするときは、その旨の決定をし、利用停止等請求者に対し、その旨及び自己情報の利用停止等の

内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止等請求に係る自己情報の全部の利用停止等をしないとき（前条の規定により利用停止等請求を拒否するとき及び利用停止等請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）は、利用停止等をしない旨の決定をし、利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項又は前項の規定により自己情報の一部又は全部を利用停止等をしないときは、当該開示請求者に対し、当該各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

（利用停止等の決定の期限）

第42条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止等の決定」という。）は、利用停止等請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第38条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止等請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（費用負担）

第43条 開示、訂正及び利用停止等の請求に係る手数料は無料とし、写し等の作成及び送付に要する費用は請求者の負担とする。

2 前項の費用の額は、規則で定める。

第5章 救済措置

（審理員による審理手続の適用除外）

第43条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査請求に対する諮問等）

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について、審査請求があつたときは、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、茨木市個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合(当該自己情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る自己情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る自己情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- （苦情の申出）

第45条 実施機関は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、速やかに、その内容を調査しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正措置を講じなければならない。

第6章 個人情報保護審査会及び個人情報保護運営審議会

（個人情報保護審査会）

第46条 第44条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、茨木市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員5人をもって組織する。

- 3 委員は、個人情報に関する制度及び地方自治に関し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審査会の調査権限等)

第47条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止等の決定に係る個人情報記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止等の決定に係る個人情報記録された公文書の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第48条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認められることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第49条 審査会は、第47条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(調査審議手続の非公開)

第50条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申)

第51条 審査会は、第44条に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。

(個人情報保護運営審議会)

第52条 この条例によりその権限に属するものとされた事項及び番号法第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議するため、審議会を設置する。

- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、実施機関の諮問に応じ、個人情報保護制度に関する重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、委員7人をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 雑則

(運用状況の公表)

第53条 市長は、毎年、この条例の運用状況について、公表しなければならない。

(適用除外)

第54条 次の各号のいずれかに該当する個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条（第2号を除く。）に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 市立図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報
- (4) 公表された事実であるもの及び公表することを目的として取得又は作成したもの

2 法令等に個人情報の記録の閲覧、写しの交付、訂正又は利用停止等の定め（保有特定個人情報の記録の開示の定めを除く。）がある場合は、その定めるところによるものとし、この条例は適用しない。

(委任)

第55条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

第8章 罰則

(罰則)

第56条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第18条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第57条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第58条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第59条 第46条第5項又は第52条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第60条 第56条から前条までの規定は、茨木市以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第61条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第62条 受託者である法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第56条又は第57条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の保管等については、この条例の相当規定により行った個人情報の保管等とみなす。
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の茨木市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項、第13条、第14条又は第15条の規定により、現になされている自己情報の開示、訂正、削除又は利用中止の請求（以下「旧請求」という。）は、この条例による改正後の茨木市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第20条第1項、第30条第1項又は第37条第1項の規定による開示請求、訂正請求又は利用停止等請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に行われている旧条例第22条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第44条に規定する不服申立てとみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に旧条例第22条の規定により茨木市個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第44条の規定によりなされた茨木市個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 6 前4項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定により行われた処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際、現に効力を有するものは、この条例の相当

規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

7 旧条例第23条の規定による審査会は、新条例第46条の規定により設置された審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

8 この条例の施行の際、現に旧条例第23条の規定により委嘱された審査会の委員である者は、新条例第46条の規定により委嘱されたものとみなす。

9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(茨木市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

10 茨木市報酬及び費用弁償条例(昭和40年茨木市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

個人情報保護運営審議会委員	日額 7,400円
---------------	-----------

(茨木市情報公開条例の一部改正)

11 茨木市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第1号ウ中「特定独立行政法人」の次に「及び日本郵政公社」を加え、「並びに地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員」を加え、同条第2号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第5号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号イ中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号オ中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第16条第1項中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

附 則(平成19年条例第25号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第32号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年10月5日から、第3条の規定は平成28年1月1日から、第4条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第7号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報に第1条の規定による改正後の茨木市個人情報保護条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第2条第2号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後の条例第6条第1項（第7号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「開始する」とあるのは「行う」と、「しようとする」とあるのは「している」と、「あらかじめ」とあるのは「茨木市個人情報保護条例及び茨木市情報公開条例の一部を改正する条例（平成30年茨木市条例第5号）の施行後遅滞なく」とする。

- 3 改正後の条例第7条第3項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から同年9月30日までの間に行う個人情報の収集、保有又は利用については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和4年条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。